

# 自転車への青切符導入

## ルールを守って、安全運転を

自転車の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わりました



だれもが気軽に乗ることができ、便利な交通手段である自転車は、道路交通法では軽車両とされている「車のなかま」です。自転車の運転者は、車を運転するときと同じように、交通ルールを守る必要があります。

最近、全交通事故に占める自転車関連交通事故の割合や、自転車の違反による検挙件数が増加傾向にあります。

そこで、自転車関連交通事故の抑止を図るため、4月1日から16歳以上の自転車運転者を対象に「青切符（交通反則通告制度）」が導入されました。

自分自身はもちろん、周りの人の安全を守るため、自転車の交通ルールを改めて確認し、安全運転を心がけましょう。

check!!



**取り締まりの対象年齢は16歳以上**  
※高校生を含む

check!!



**対象となる違反行為は100種類以上**

check!!



**青切符が交付された場合  
→反則金を納付すれば手続き完了**  
※前料はつきません

check!!



**ヘルメットの着用を！  
年齢を問わず、着用が努力義務になっています**



◀さらに詳しいルールは、「自転車ルールブック」（警察庁交通局）を確認してください。

問い合わせ 道路グループ ☎ 360-4234  
黒山警察署 ☎ 072-362-1234

意外と知らない？

自転車の交通ルールについて聞きました



▲黒山警察署交通課の皆さん

どのような違反が取り締まりを受けるの？

交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の指導警告に従わずに違反行為を継続した場合など、悪質・危険な行為が取り締まりの対象です。

取り締まりを受けるとどうなるの？

違反者には警察官から、反則行為となる事実などが書かれた「青切符」と、反則金を納付するための「納付書」が交付されます。


反則金を納付することで、取り調べや裁判を受けるために出頭する必要がなくなり、「前科」がつくこともありません。ただし、自転車で違反行為を繰り返したときは、自転車運転者講習の受講が必



大阪狭山市  
『こうつうルールをまもるんじゃー』<sup>(※)</sup>と学ぶ!

※日夜、市内の交通安全を推進する市公式(?)ヒーローです

《撮影協力》 大阪サヤマ自動車学院

 携帯電話の使用禁止

自転車を運転しながら通話をしたり、画面を見続けたりすることは禁止です。 **反則金 1万2,000円**



 並進の禁止

自転車同士で横に並んで走ってはいけません。 **反則金3,000円**

 運転中のヘッドホン・イヤホンの禁止 **反則金5,000円**

大きな音で音楽を聞いたり、周囲の音が聞こえない状態で運転してはいけません。



 信号無視(赤色) **反則金6,000円**



 傘差し運転 **反則金5,000円**



自転車は歩道も走ったら  
ダメですか？

要となったり、自動車の運転免許を持っている人が、自転車に乗っているときに重大な事故や違反行為をしたときは、運転免許の停止処分を受けたりすることがあります。

全国的に、警察官を装った者が自転車運転者に違反行為を指摘して、その場で反則金を支払うように仕向けて、金銭をだまし取る事件も発生しています。

警察官が取り締まりの現場で、反則金を直接受け取ることは絶対にありませんので、注意してください。

自転車は、原則として「車道の左側端に寄って」通行しなければなりません。

例外として、

- 「普通自転車歩道通行可」の道路標識が設置されているとき
- 13歳未満の人や70歳以上の人または一定の身体障がいがある人が運転するとき
- 車道または交通の状況に合わせて、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないとき

このような場合は、歩道を通行することができます。

歩道を通行する場合は、歩行者を優先し、車道寄りを徐行しましょう。

